

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会  
第6回議事要旨

日時：平成27年1月16日（金）午後3時～

場所：市役所 本庁舎 屋上階 P1会議室

馬場課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、大阪市人権施策推進審議会 第6回「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会を開催させていただきます。

本日も、お忙しいところ皆様方には、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

では、議事に入ってまいります。進行につきまして、川崎部会長にお願いしたいと存じます。川崎部会長、よろしく願いいたします。

川崎部会長 部会長の川崎でございます。本日の議題（1）「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」部会報告（案）については、非公開の取扱といたします。

まず、資料等について事務局から説明してください。

馬場課長 本日の資料等について案内いたします。

お手元に、「第6回『憎悪表現（ヘイトスピーチ）』に対する大阪市としてとるべき方策検討部会次第」、「方策検討部会名簿」、「配席図」をお配りしております。

議事資料につきましては、「資料一覧」のとおり、お配りしておりますので、その都度ご確認ください。

川崎部会長 それでは、これ以降については、具体の議論に移りますので非公開といたします。

馬場課長 報道関係者の皆様につきましては、恐れ入りますがご退席をお願いいたします。なお、これまでどおり、会議終了後に、事務局から会議内容について午後5時30分よりこちらの会議室でブリーフィングを行います。

【 報道関係者 退席 】

< 以下議題に係る意見等の要約 >

議題（1）「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」部会報告（案）について

今回は、最終回の検討部会であることから、資料1「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとる

べき方策について」部会報告（案）の全体について議論し、確認を行った。

まず、1ページの「基本的な考え方」の「1 目的」に、「大阪市として、ヘイトスピーチについてどう考えているのかという考え方・姿勢というものを明確に記載すべき」との意見が出され、追記することとなった。

2ページの「2 定義」の「(2) 意図・目的」に、「暴力を扇動することを目的とする表現行為も入れるべき」との意見が出され、追記することになった。

4ページの「ヘイトスピーチに対してとるべき措置の内容」の「2 大阪市独自の措置の検討」については、これまでの中間とりまとめにおいて「(1)規制的な措置」と「(2)救済的な措置」とに分かれていたものを「(1)本市施設等の利用制限」「(2)認識等の公表」「(3)訴訟費用の負担」「(4)その他の支援」に項目の構成が変更となったことを確認した。

また、項目の並びについて「(1)本市施設等の利用制限」「(2)認識等の公表」「(3)訴訟費用の負担」「(4)その他の支援」については、「大阪市としてできないものを最初の項目として記載するのはいかがなものか」との意見が出され、「(2)認識等の公表」「(3)訴訟費用の負担」「(4)その他の支援」「(1)本市施設等の利用制限」の順番に項目を組み替えることとなった。

市民団体からのヘイトスピーチ規制条例案についても議論を行ったが、現在の法律の下では、条例で罰則規定を設けるのは非常に難しいとの結論となった。

7ページの「(3)訴訟費用の負担」では、『負担』は全額負担というイメージがあり、誤解を招くこともあるので『負担』という文言を『支援』とする方が適当である」との意見が出され、修正することとなった。

7ページから8ページにかけて、『ヘイトスピーチに係る裁判の支援については、被害者の救済を直接の目的とするものではなく、ヘイトスピーチについて司法判断を明らかにすることによってこれを間接的に規制していくことを目的とするものである』との記載は、『基本的な考え方』の『1 目的』である『市民の人権擁護』の観点から文言を整理すべき」との意見が出され、文言整理することとなった。

以上の項目以外は、部会として概ね記載どおり確認されたが、誤字の修正や意見を踏まえた文言整理等を事務局で行い、メール等で各委員がその内容を確認し、1月末を目途に報告を確定させる。そして、2月開催予定の人権施策推進審議会で、報告・議論したうえで、同審議会の答申として、市長に報告するスケジュールが確認され終了した。